

【訂 正】

本紙第6893号（令和8年4月6日）8ページ「（厳選判決・裁決例詳解）合資会社の無限責任社員が死亡退社した場合の持分払戻請求権は、相続財産を構成し、かつ、みなし配当として所得税の課税対象になる」に誤りがありました。お詫びして、下記のとおり訂正します。

【訂正箇所】 表題下の判決年月日

正	名古屋地裁令和6年 <u>2</u> 月22日判決	誤	名古屋地裁令和6年 <u>6</u> 月22日判決
---	---------------------------	---	---------------------------

（下線部が訂正箇所）